

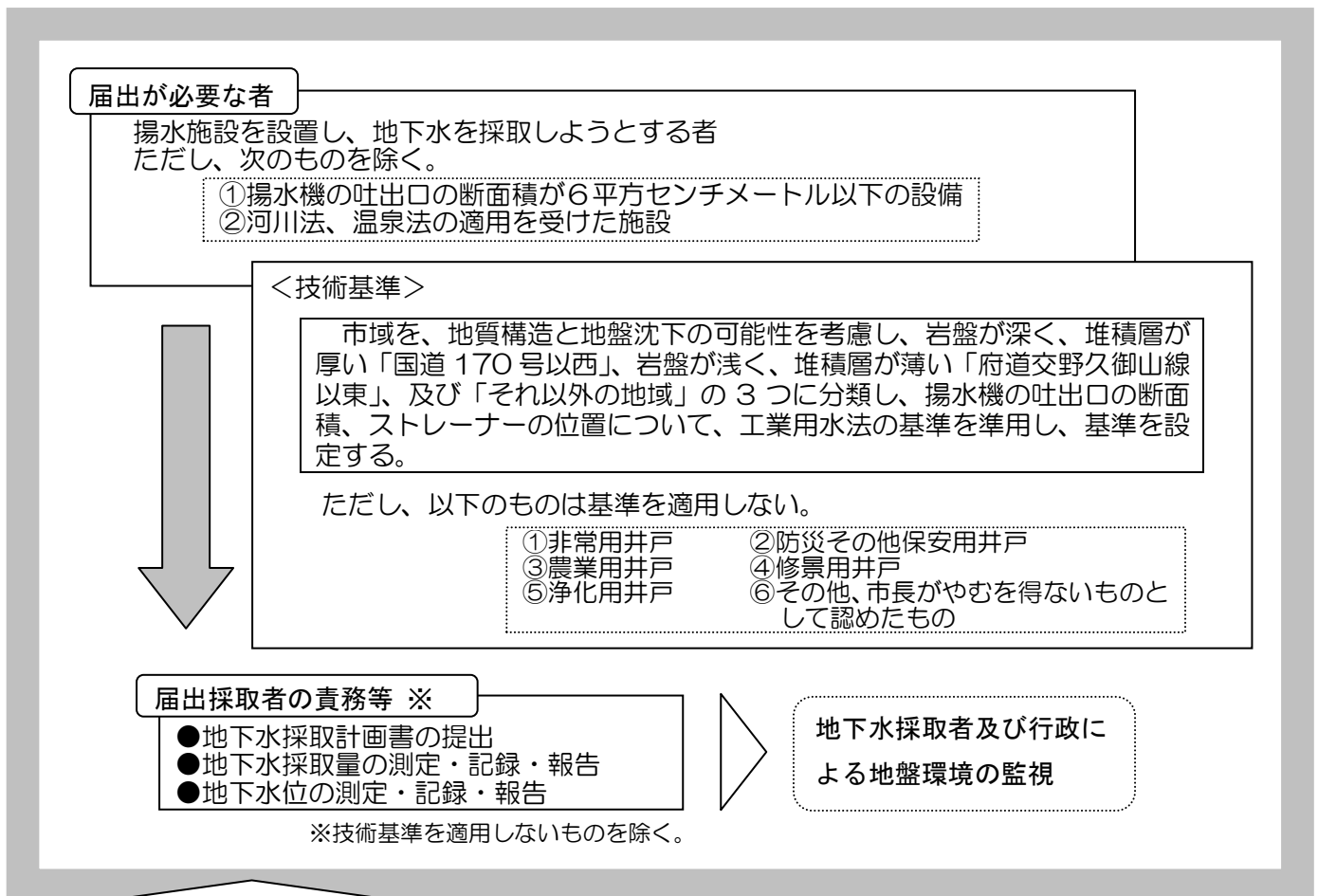
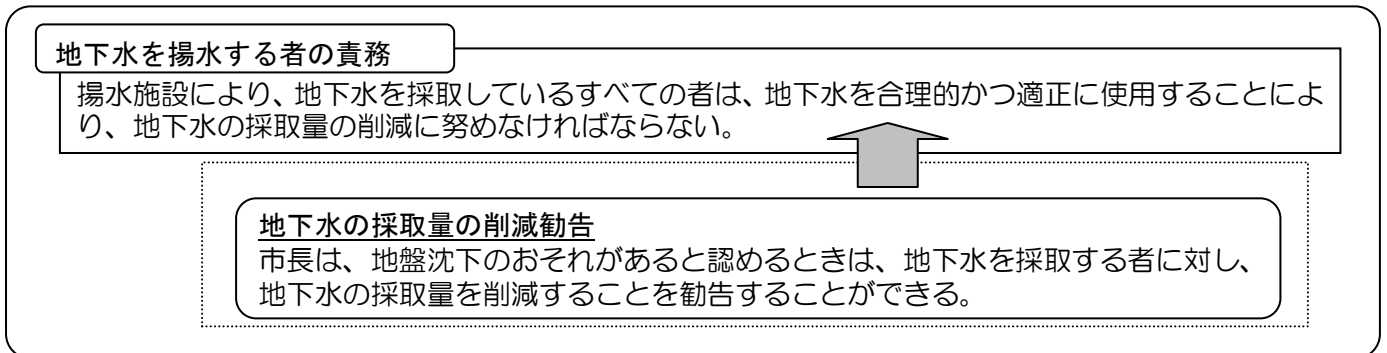
新たな地下水採取規制について

1. 新たな地下水採取規制の基本的な考え方について

「昭和 60 年以降、枚方市域では地盤沈下が沈静化していること」や「工業用水法、ビル用水法や府条例においては、全域が規制地域対象外となっていること」、「代替水源としての工業用水道が布設されていないこと」など、地盤環境や地下水採取をめぐる「現状」を踏まえ、「地下水を資源として有効活用していく」「実情に即した規制を行う」といった観点から、行政、事業者による地盤環境の監視を行うとともに、地下水採取の原則禁止から届出制へと「地下水採取規制の見直し」を行います。

なお、この届出制とは、公害関係法令等において施設の設置等に定められている制度と同様に、あらかじめ届出をさせたうえで、届出内容を審査し、基準に適合しないと認めるときは計画変更勧告・命令を発出できる制度とします。

2. 新たな地下水採取規制の概要について



地盤沈下防止のための措置 *

- 施設の設定時、変更時の計画変更命令
- 設置完了時の適合検査の結果による改善命令
- 施設の停止や採取量の削減等の勧告・命令

3. 届出の対象について

地盤沈下の防止を規制の目的としており、工場、事業場に限らず、一定規模の揚水施設を設置し、地下水を採取しようとする者すべてを届出の対象とします。

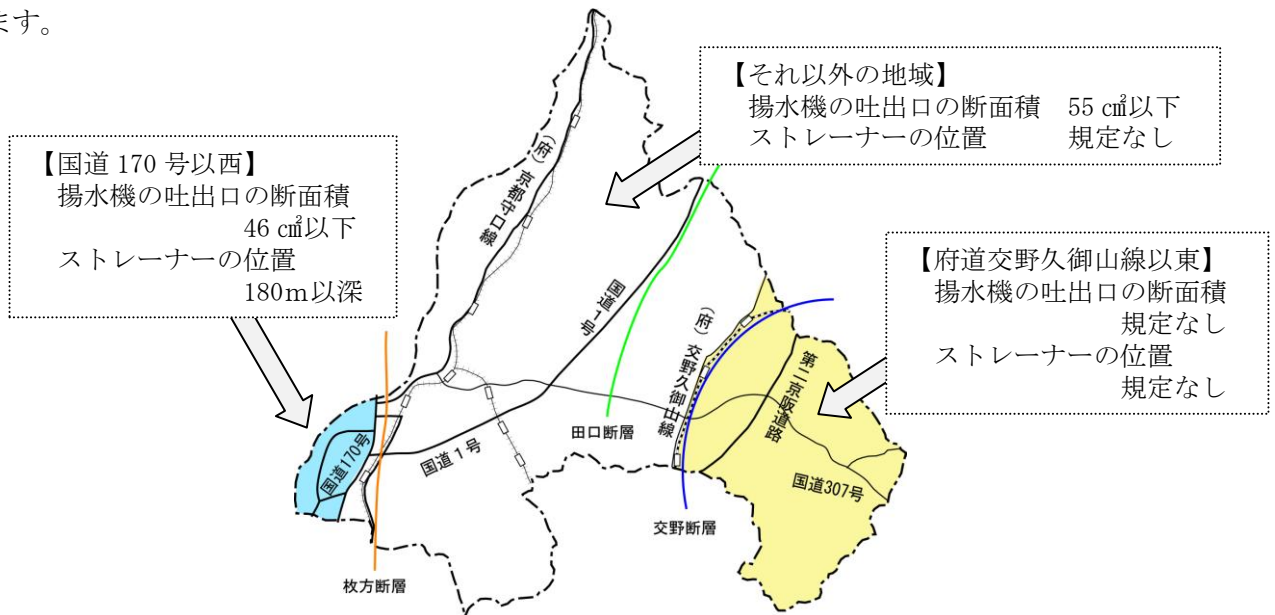
また、地盤沈下の影響が少ない揚水能力の小さな揚水施設や他法令で規制を受けている揚水施設については、届出の対象外とします。

項目	具体的な内容	基本的な考え方
届出の対象	揚水施設を設置し、地下水を採取しようとする者	工場、事業場に限らず、農業井戸を含め、一定規模の揚水施設を設置し、地下水を採取しようとする者すべてを届出の対象とする。
届出を免除される者	揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の設備	家庭用の井戸など、揚水能力の小さな揚水施設については、最大可能揚水量が少なく、地盤沈下等への影響が少ないため、削減努力義務の対象とはするもの、届出の対象とはしない。
	河川法、温泉法の適用を受けた施設	他法令の規制を受けている揚水施設は、届出の対象とはしない。

4. 「技術基準」と「基準が適用となる事業者」について

(1) 技術基準の設定

地質構造と地盤沈下の可能性を考慮し、市域を、岩盤が深く、堆積層が厚い「国道 170 号以西」、岩盤が浅く、堆積層がほとんどない「府道交野久御山線以东」、及び「それ以外の地域」の 3 つに分類し、揚水機の吐出口の断面積、ストレーナーの位置について、工業用水法の基準を準用し、基準を設定します。



区域	技術基準	基本的な考え方
国道 170 号以西	揚水機の吐出口の断面積 46 cm^2 以下 ストレーナーの位置 180m 以深	工業用水法で規制されている寝屋川地域等と地盤環境が類似していることから、同じ基準を適用
府道交野久御山線以东	揚水機の吐出口の断面積 規定なし ストレーナーの位置 規定なし	岩盤が比較的浅い地層に存在することから技術基準を設定しない。
それ以外の地域	揚水機の吐出口の断面積 55 cm^2 以下 ストレーナーの位置 規定なし	地盤沈下の恐れが少ない地域であることから、深さの制限は設定せず、最大可能揚水量を制限するための基準のみ工業用水法の基準(高槻市域)を準用する。

(2) 技術基準の適用を除外する者

最大可能揚水量が少ないもの、地盤沈下の恐れが少ないものについては、技術基準の適用を除外します。

基準の適用を除外する者	基本的な考え方
非常用井戸 防災その他保安用井戸	最大可能揚水量が少なく、地盤沈下等への影響が少ないため、適用を除外する。
農業用井戸 修景用井戸	採取した地下水の多くは灌漑用等に供され、地下水の涵養に寄与しているため、適用を除外する。
浄化用井戸	最大可能揚水量が少なく、地盤沈下等への影響が少ないため、適用を除外する。
その他、市長がやむを得ないものとして認めたもの	地下水に代えて、他の水源の確保が困難で、揚水施設を設置する際に、技術基準に従うと、必要な水量が確保できない場合等に、基準の適用を除外する場合がある。

5. 地盤沈下防止のための措置について

「地下水採取量の削減努力義務」については、届出対象の施設にかかわらず、揚水施設により地下水を採取しているすべての者に適用します。

また、技術基準が適用される者に対しては、地下水採取量や地下水位の測定とその報告を義務づけ、地盤環境の状況を示すデータを集約するシステムを確立するとともに、地盤沈下の恐れが生じた場合に、行政として地盤沈下防止のための措置を講じることができるよう、採取量削減の勧告等の措置を規定します。

対象	具体的な措置	備考
地下水を揚水する者 すべて	届出対象の施設にかかわらず、揚水施設により地下水を採取しているすべての者に対して、地下水の採取量の削減努力を義務付ける。	
届出採取者の責務 (技術基準を適用しないものを除く。)	地下水採取計画書の提出	現行条例においても、同様の責務を規定
	地下水採取量の測定・記録・報告	
	地下水位の測定・記録・報告	現行条例では、既存揚水施設の掘り換えを行った場合のみ
届出採取者に対する 地盤沈下防止措置 (技術基準を適用しないものを除く。)	施設の設置時、変更時の計画変更命令	
	設置完了時の適合検査の結果による改善命令	
	施設の停止や採取量の削減等の勧告・命令	

6. 地下水採取規制の現行制度と新たな制度との比較

項目	現行制度	新たな制度
規制の対象	市条例に規定する「工場等」を設置している者 (※農業用や家庭用などは規制対象外)	揚水施設を設置し、地下水を採取しようとする者
規制の手法	【許可制】 ●原則として、新たに揚水施設を設置して地下水を採取してはならない。	【届出制】
許可される場合 届出が必要な場合	●規則に定める用途で、その地下水に代えて他の水源を確保することが著しく困難で市長が許可した場合は、地下水の採取が認められる。 ＜規則に定める用途＞ ・食品の製造 ・化学製品の製造 ・公共の浴用（温泉） ・その他市長が認める場合 ●地下水の採取が許可されている場合、その使用用途を変更してはならない。 ※条例制定前からの既存の井戸の使用は認められている。	●揚水施設を設置し、地下水を採取しようとする者は届出が必要。ただし、次のものを除く。 ①揚水機の吐出口の断面積が 6 cm ² 以下 ②河川法、温泉法の適用を受けた施設
技術基準	●温泉に係る揚水施設にのみ技術基準を設定 ※技術基準では、地質構造と地盤沈下の可能性を考慮し、「地域区分」を設定し、「揚水機の吐出口の断面積」と「井戸のストレーナーの位置」を規定。	●揚水施設設置の届出者に対して、技術基準を設定。（工業用水法の基準を準用）ただし、以下のものは基準を適用しない ①非常用井戸 ②防災その他保安用井戸 ③農業用井戸 ④修景用井戸 ⑤浄化用井戸 ⑥その他市長が認めた場合 ※技術基準では、地質構造と地盤沈下の可能性を考慮し、「地域区分」を設定し、「揚水機の吐出口の断面積」と「井戸のストレーナーの位置」を規定。
地下水採取者の責務	●地下水採取計画書の提出 ●地下水採取量の測定・記録・報告	●地下水採取計画書の提出 ●地下水採取量の測定・記録・報告 ●地下水位の測定・記録・報告 ※技術基準を適用しないものを除く。
地盤沈下防止のための措置	●許可を受けた者に対する揚水量の削減努力義務 ●地盤沈下の恐れがある場合の施設の停止や採取量の削減等の勧告	●揚水施設を設置し、地下水を採取しようとする者すべてに対する揚水量の削減努力義務 【技術基準の適用者に対する措置】 ●地盤沈下の恐れがある場合の施設の停止や採取量の削減等の勧告と命令 ●施設の設置時、変更時の計画変更命令 ●設置完了時の適合検査の結果による改善命令
その他	●揚水施設の承継 ●違反があった場合の許可の取り消しや改善命令	●揚水施設の承継 ●採取開始の届出 ●設置完了時の適合検査